

大田市自死対策計画

～誰も自死に追い込まれることのない大田市を目指して～

2019年3月

大 田 市

はじめに

日本全体の年間自死者数が1998年に3万人を超え、2006年に「自殺対策基本法」が制定されました。国を挙げての取り組みにより、自死者数は減少に転じていますが、今なお2万人を超え、現在においても非常事態は続いています。そのため、2016年に法律が一部改正され、都道府県と市町村に自死対策計画の策定が義務づけられました。同時に国も新たな「自殺総合対策大綱」を打ち出し、過労や生活困窮、育児、介護疲れ、いじめなど「生きることの阻害要因」を減らす一方、自己肯定感や信頼できる人間関係といった「促進要因」を増やし、社会全体で自死リスクを低下させることを基本理念に掲げました。

自死に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識のもと、多様な関係者との連携による「生きることの包括的な支援」が求められることとなりました。

また、様々な要因から発生するストレスへの対処について理解を深めることは、心の健康を保つうえで重要です。そのためには、正しい知識の普及と身近で声をかけあえるコミュニティの維持が大切です。

本市においてもこれらの趣旨を踏まえ、地域の実情に即した自死対策の取り組みを推進し、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けて「大田市自死対策計画」を策定しました。

今後も、市民の皆様との共創により本計画に基づいて、自死対策を含めた心の健康づくりに取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり御尽力いただきました関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

2019年3月

大田市長 楫野弘和

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進行管理	3

第2章 大田市の自死の現状

1. 大田市の概況	4
2. 自死の現状	10
3. 課題と目標	13

第3章 自死対策を進めるうえでの基本的な考え方

1. 自死に対する基本認識	14
2. 基本方針	15

第4章 自死対策における取組

【施策1】地域・行政組織内におけるネットワークの強化	16
【施策2】自死対策を支える人材の育成	17
【施策3】市民の皆さんへのお知らせと知識の共有	18
【施策4】生きることの促進要因への支援	19
【施策5】児童生徒のこころの健康課題（自死問題を含む）に関する体制整備	20
【施策6】高齢者への支援の強化	21
【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	22
自死対策関連事業一覧	23

第5章 計画の評価指標（モニタリング）

1. 計画評価のための指標	32
---------------	----

資料編

1. 自殺対策基本法	33
2. 国の自死対策の経緯	36
3. 大田市自死対策計画策定の経過	37
4. 大田市自死対策計画策定における組織体制	38

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。自死に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自死以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

我が国の自死対策は、2006年に「自殺対策基本法（2006年法律第85号）」が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自死対策を総合的に推進した結果、自死で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人あたりの自死による死亡率）は、主要先進7か国の中でも最も高く、自死で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いているといわざるを得ません。

そうした中、「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自死対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる2016年に、「自殺対策基本法」が改正されました。自死対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自死対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、島根県では、2018年7月に「島根県自死対策総合計画～誰も自死に追い込まれることのない島根の実現を目指して～」を策定しています。

本市においても地域の実情に即した自死対策の取組を推進し、「誰も自死に追い込まれることのない大田市」の実現にむけて「大田市自死対策計画」を策定するものです。

本市では、2014年4月から、遺族の心情に配慮し、「自殺」という言葉に換えて「自死」という言葉を使用しています。本計画においても、法令用語などの一部の例外を除いて、「自死」という言葉を用います。

(注)この計画において、例外的に「自殺」という語を用いるケース

①法律、大綱の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱

②統計用語

自殺死亡率、人口10万人あたりの自殺者数ほか

③その他適当でないもの

「自殺」という語と組み合わせて慣用的に使われる熟語、著作物からの引用など

2. 計画の位置づけ

本計画は、「大田市総合計画」を上位計画とし、関係する各種計画（※）との整合性を図りながら推進する計画です。また、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村計画として、国の「自殺総合対策大綱」及び県の「島根県自死対策総合計画」の基本的視点を踏まえて推進するための目標を掲げます。

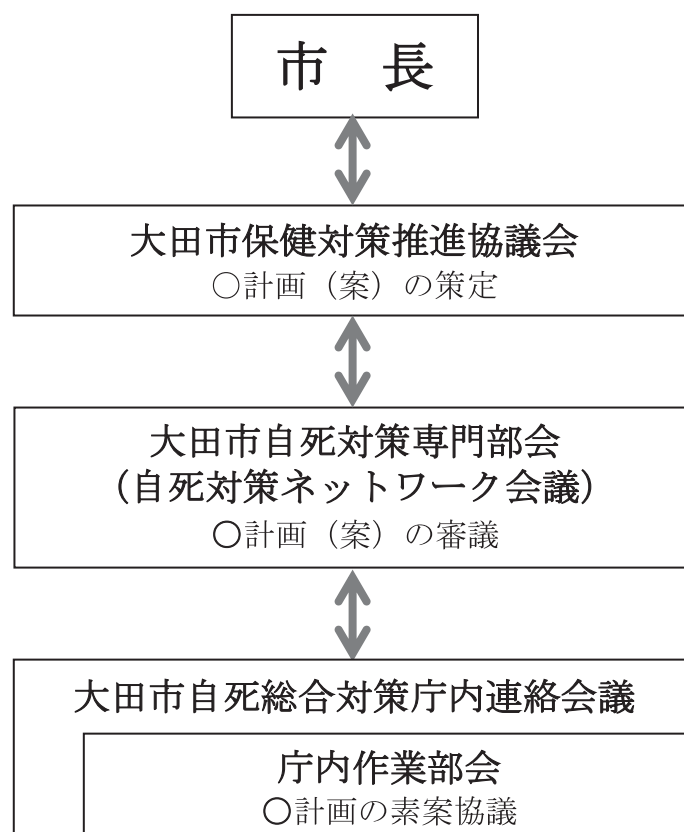
（※）関連する計画…地域福祉計画、健康増進計画、障がい者計画、高齢者福祉計画、人権施策推進基本方針など

3. 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

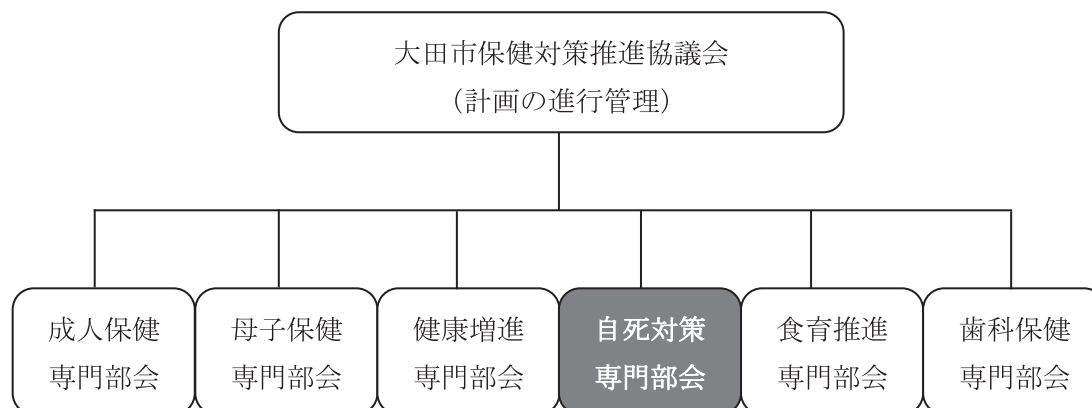
4. 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、庁内関係部局等と連携を図りながら、「大田市保健対策推進協議会」の下部組織である「自死対策専門部会（通称：自死対策ネットワーク会議）」において協議し、策定しました。



5. 計画の進行管理

本計画は、「大田市保健対策推進協議会」規則第2条により「大田市保健対策推進協議会」が進行管理を行います。



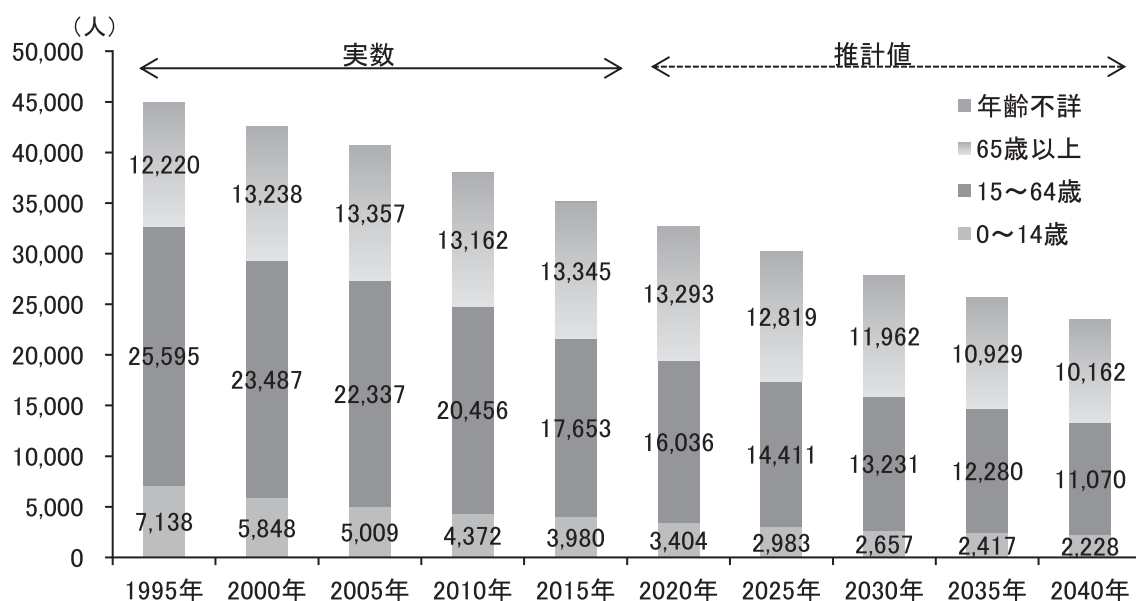
名 称	役 割	構成員及び関係団体
大田市保健対策推進協議会	計画に実行性を持たせるため、「評価」「見直し」を行う	保健所、医師会等の保健医療福祉関係団体、地区住民組織、学校・事業所の代表者
自死対策専門部会 (自死対策ネットワーク会議)	自死対策を推進するため、計画の進捗状況を確認し、大田市保健対策推進協議会に「報告」	病院、医師会等の保健医療福祉関係団体、地区住民組織、学校、警察、消防署等

第2章 大田市の自死の現状

1. 大田市の概況

①人口等の推移

本市の総人口はどの年代も減少傾向にあり、推計値も同様に減少傾向を示しています。年齢による割合は、65歳以上の高齢者の割合が増えるものの、推計値では約40%で横ばいを示しています。

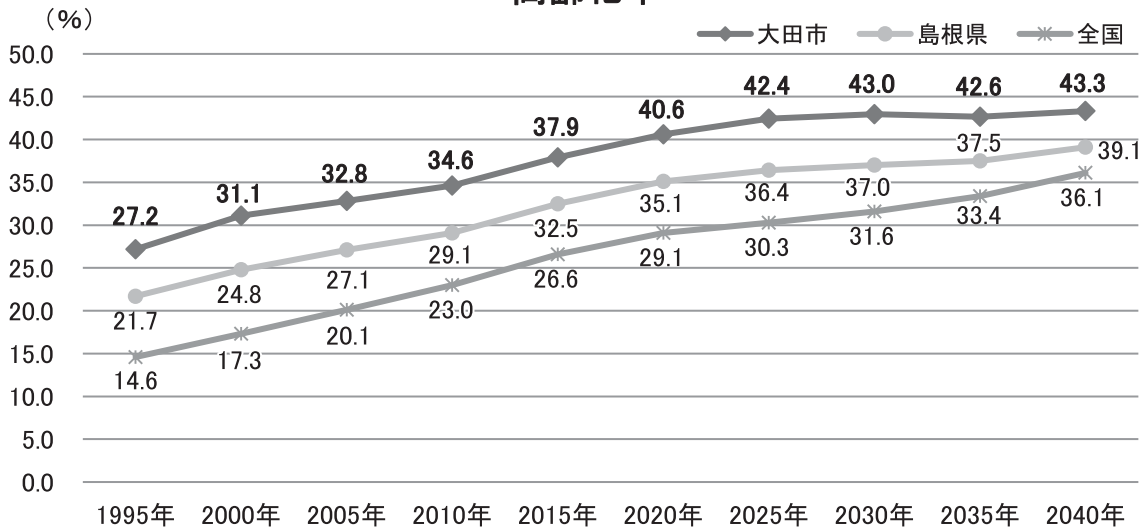


資料：国勢調査

区分		1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
実数 (人)	総人口	44,953	42,573	40,703	37,996	35,166	32,733	30,213	27,850	25,626	23,460
	0~14歳	7,138	5,848	5,009	4,372	3,980	3,404	2,983	2,657	2,417	2,228
	15~64歳	25,595	23,487	22,337	20,456	17,653	16,036	14,411	13,231	12,280	11,070
	65歳以上	12,220	13,238	13,357	13,162	13,345	13,293	12,819	11,962	10,929	10,162
	年齢不詳	-	-	-	6	188	-	-	-	-	-
割合 (%)	0~14歳	15.9	13.7	12.3	11.5	11.3	10.4	9.9	9.5	9.4	9.5
	15~64歳	56.9	55.2	54.9	53.8	50.2	49.0	47.7	47.5	47.9	47.2
	65歳以上	27.2	31.1	32.8	34.6	37.9	40.6	42.4	43.0	42.6	43.3
	年齢不詳	-	-	-	0.0	0.5	-	-	-	-	-

資料：国勢調査

高齢化率



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

②年次別死因順位

本市の近年の疾病別死亡者数は、1位は悪性新生物、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっています。自死は上位ではありませんが、ほぼ毎年10位以内に入る状況です。

単位：人

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	153	190	158	170	148
2位	心疾患	肺炎	心疾患	心疾患	心疾患
	119	96	83	113	113
3位	肺炎	心疾患	肺炎	脳血管疾患	脳血管疾患
	69	95	69	60	67
4位	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	肺炎	肺炎
	66	71	68	45	53
5位	不慮の事故	老衰	不慮の事故	老衰	老衰
	24	18	20	35	35
6位	老衰	不慮の事故	老衰	慢性閉塞性肺疾患	不慮の事故
	19	13	16	18	22
7位	慢性閉塞性肺疾患	自殺	慢性閉塞性肺疾患	不慮の事故	慢性閉塞性肺疾患
	16	11	15	15	14
8位	腎不全	慢性閉塞性肺疾患	腎不全	腎不全	腎不全
	15	10	14	10	10
9位	自殺	腎不全/糖尿病	糖尿病	自殺/肝疾患/ 大動脈瘤及び解離	大動脈瘤及び解離
	13	7	9	9	9
10位	大動脈瘤及び解離	肝疾患	肝疾患/自殺	高血圧性疾患	肝疾患
	8	5	7	4	7

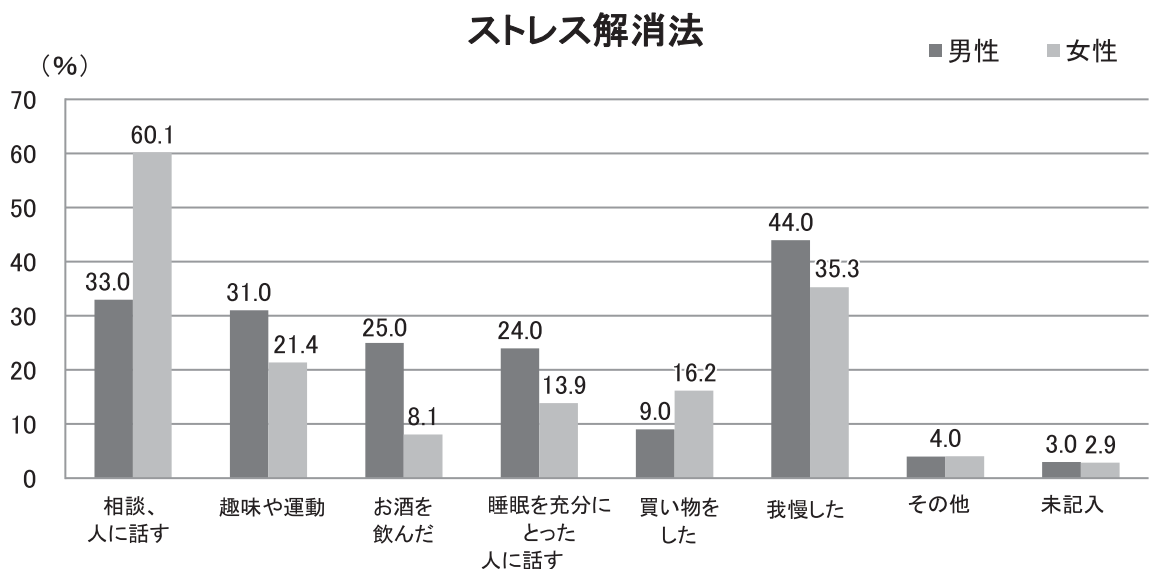
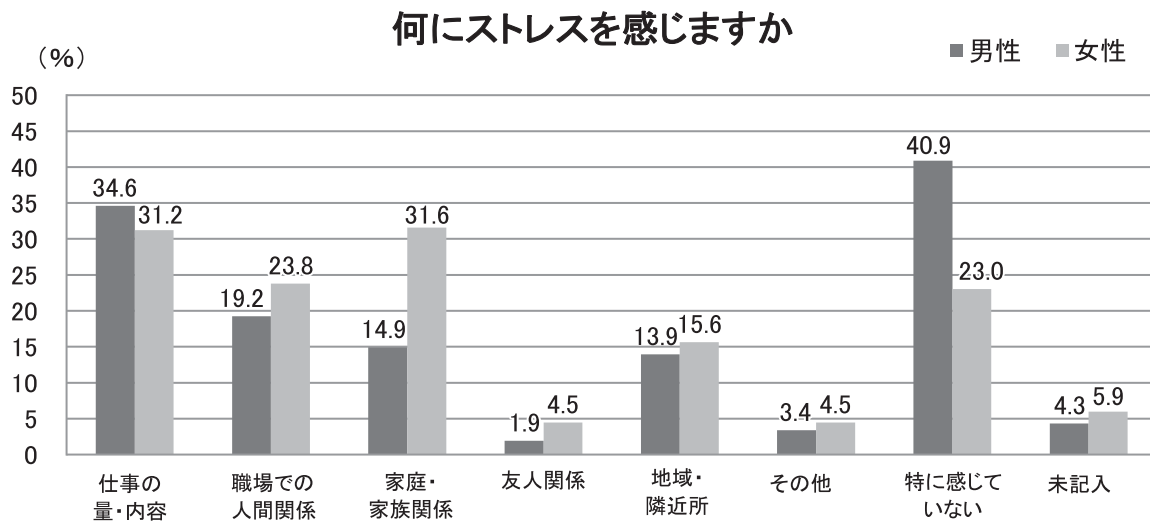
資料：人口動態統計

③大田市健康調査の結果（2016年7月実施 回答者477名 回答率44.2%）

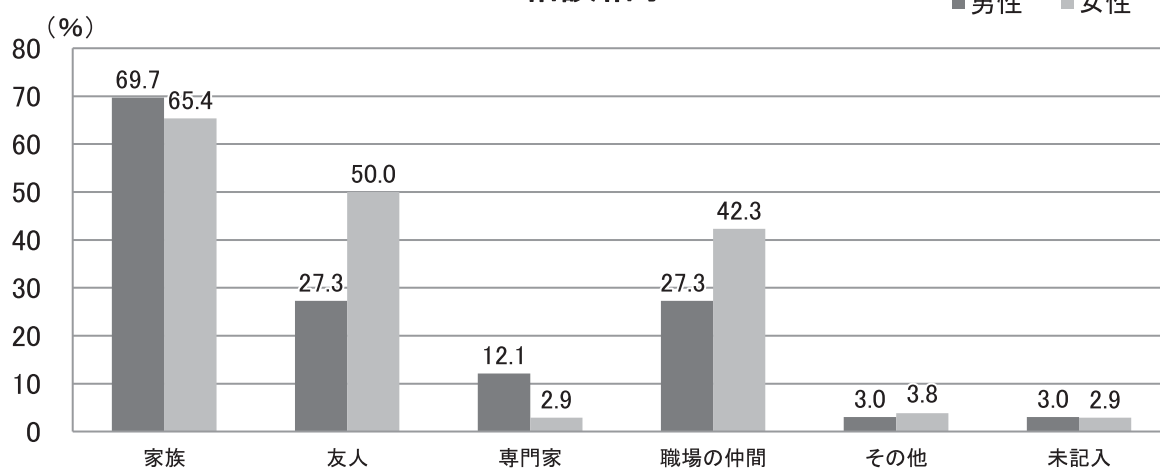
第3期大田市健康増進計画作成にあたり実施した健康調査によると、男女とも約3割がストレスを感じており、男性では「仕事の量・内容」、女性では「家庭・家族関係」と「仕事の量・内容」にストレスを感じています。

ストレスの解消方法では、男性では「我慢した」が一番多くみられ、女性では「相談したり人に話した」が一番多い状況でした。

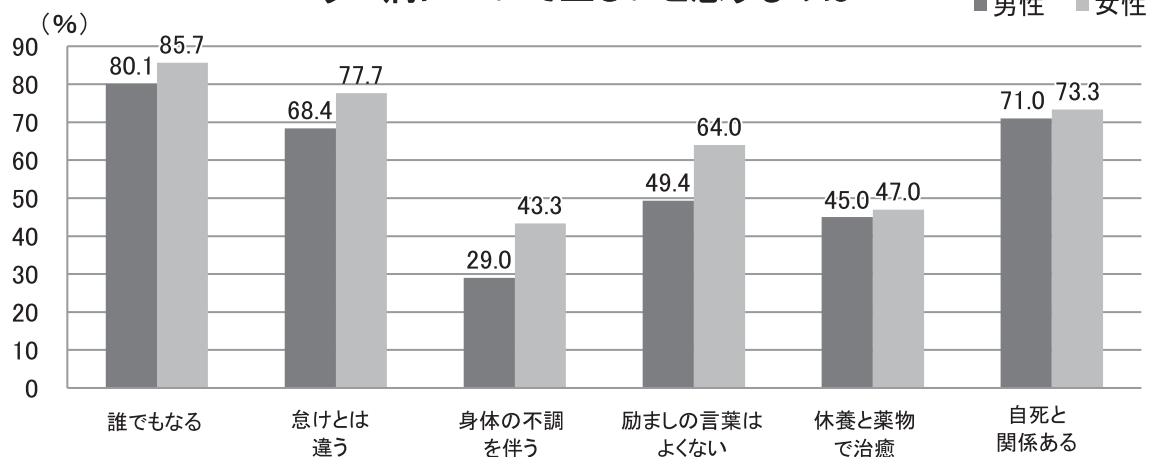
うつ病だと思われるような症状が続いた場合の行動では、「かかりつけ医へ受診」が最も多く、次いで「精神科受診」となっていますが、約2割の方が「受診しない」としています。



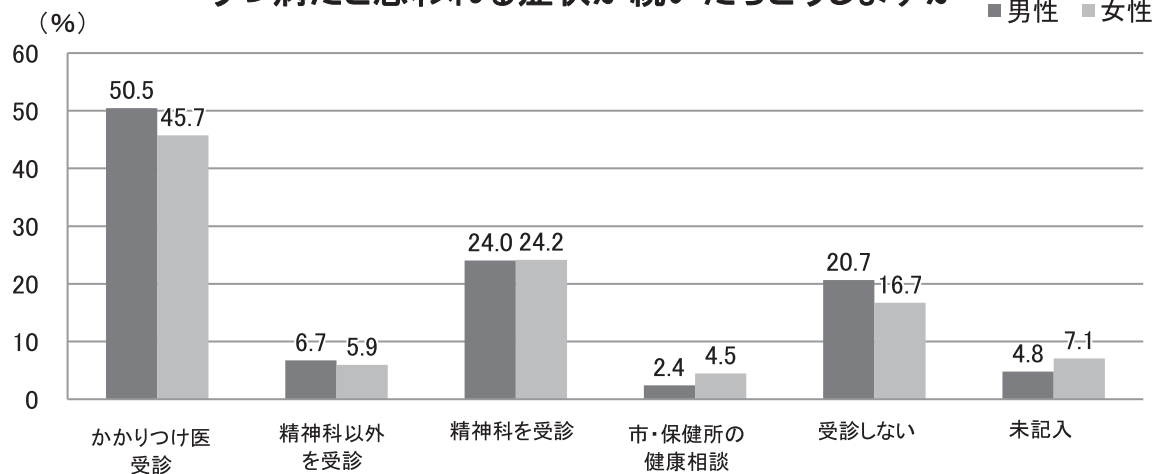
相談相手



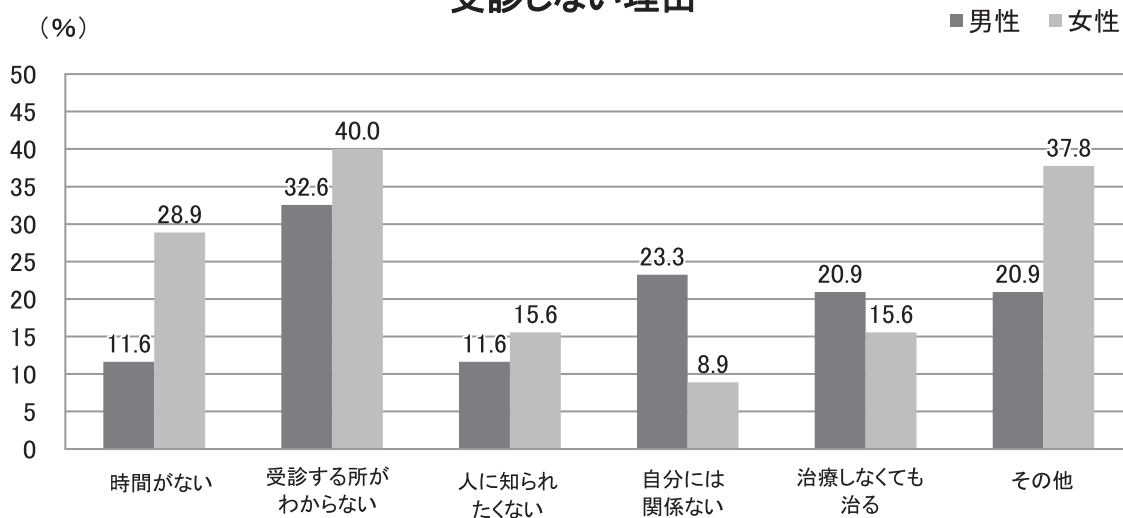
うつ病について正しいと思うものは



うつ病だと思われる症状が続いたらどうしますか

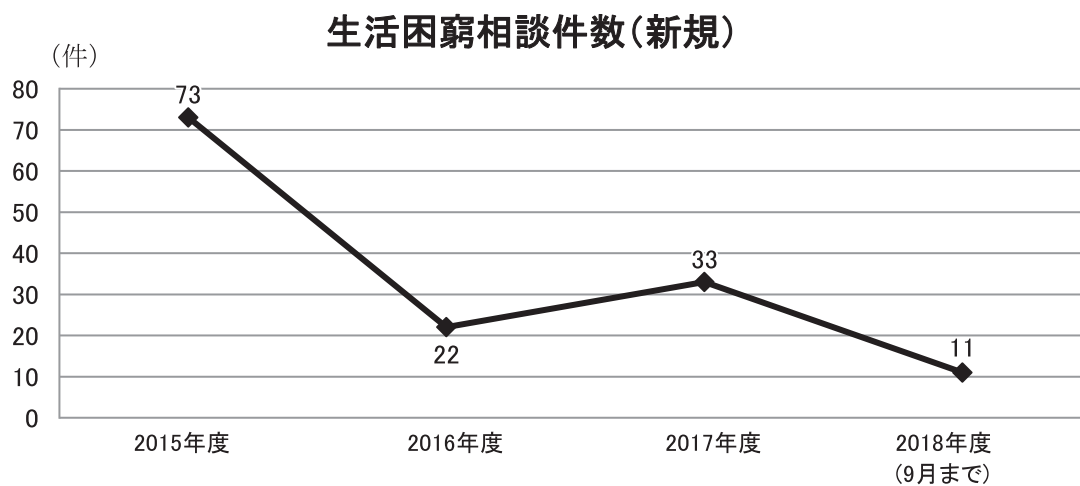


受診しない理由



④生活困窮相談の状況

2015年度より生活困窮者に対する相談事業を開始し、初年度を除き、20～30件程度、新規相談がある状況です。相談後は、対象者にあった支援を継続して行っています。

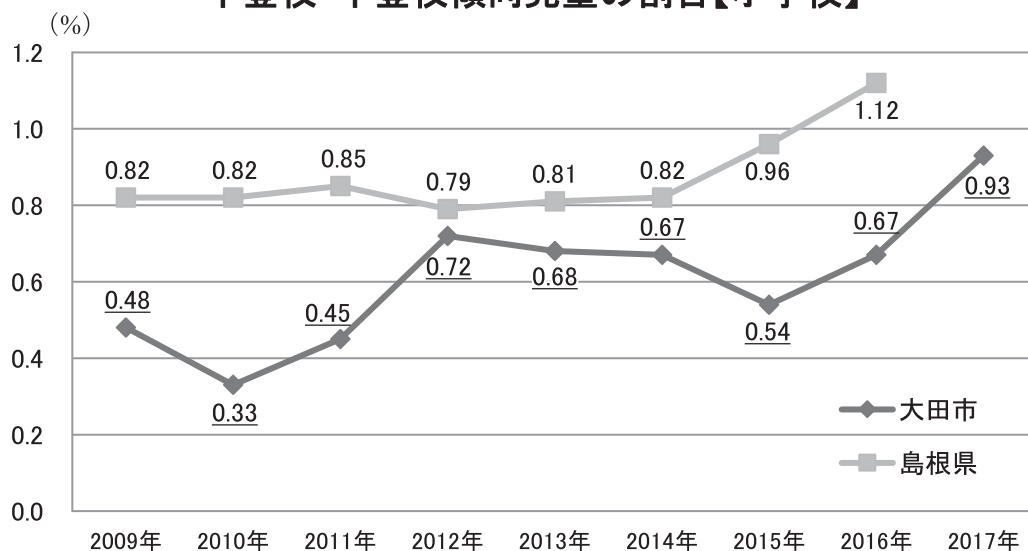


資料：大田市地域福祉課

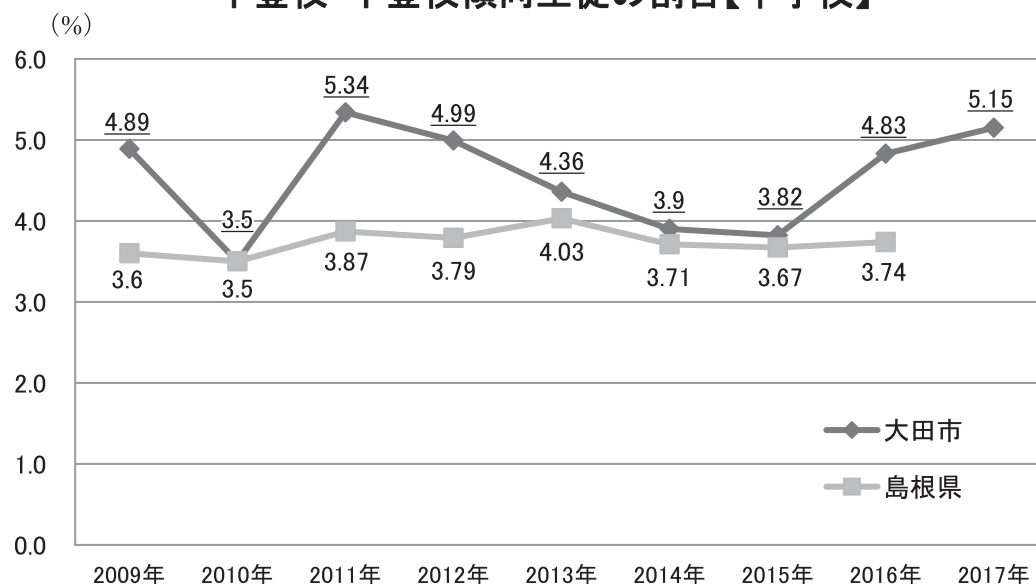
⑤児童生徒の状況

不登校・不登校傾向児童・生徒の推移をみると、小学校、中学校ともに上昇傾向にあります。また、島根県と比較すると小学校では低く、中学校では高くなっています。

不登校・不登校傾向児童の割合【小学校】



不登校・不登校傾向生徒の割合【中学校】



資料：大田市教育委員会(2018年4月集計)

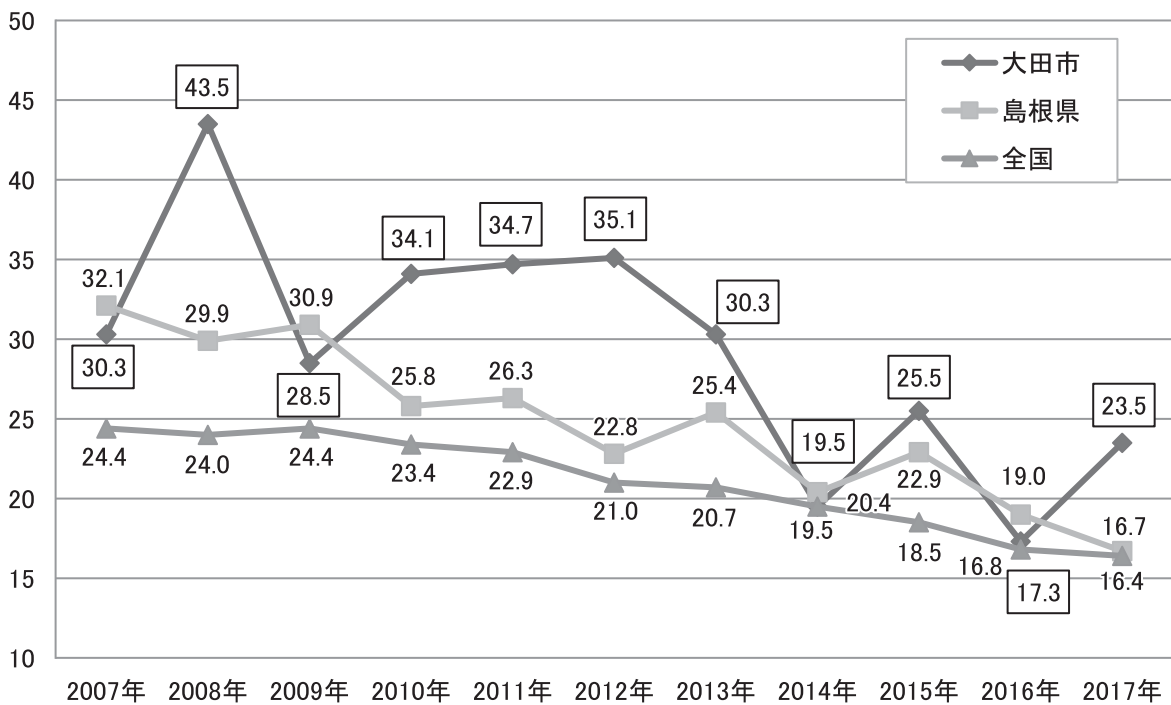
2. 自死の現状

①自死者・自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移

(単位:人)

		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大田市	自死者数	12	17	11	13	13	13	11	7	9	6	8
	自殺死亡率	30.3	43.5	28.5	34.1	34.7	35.1	30.3	19.5	25.5	17.3	23.5
島根県	自死者数	223	215	221	184	186	160	177	141	158	130	113
	自殺死亡率	32.1	29.9	30.9	25.8	26.3	22.8	25.4	20.4	22.9	19.0	16.7
全国	自死者数	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017	20,465
	自殺死亡率	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

自殺死亡率(人口10万対)

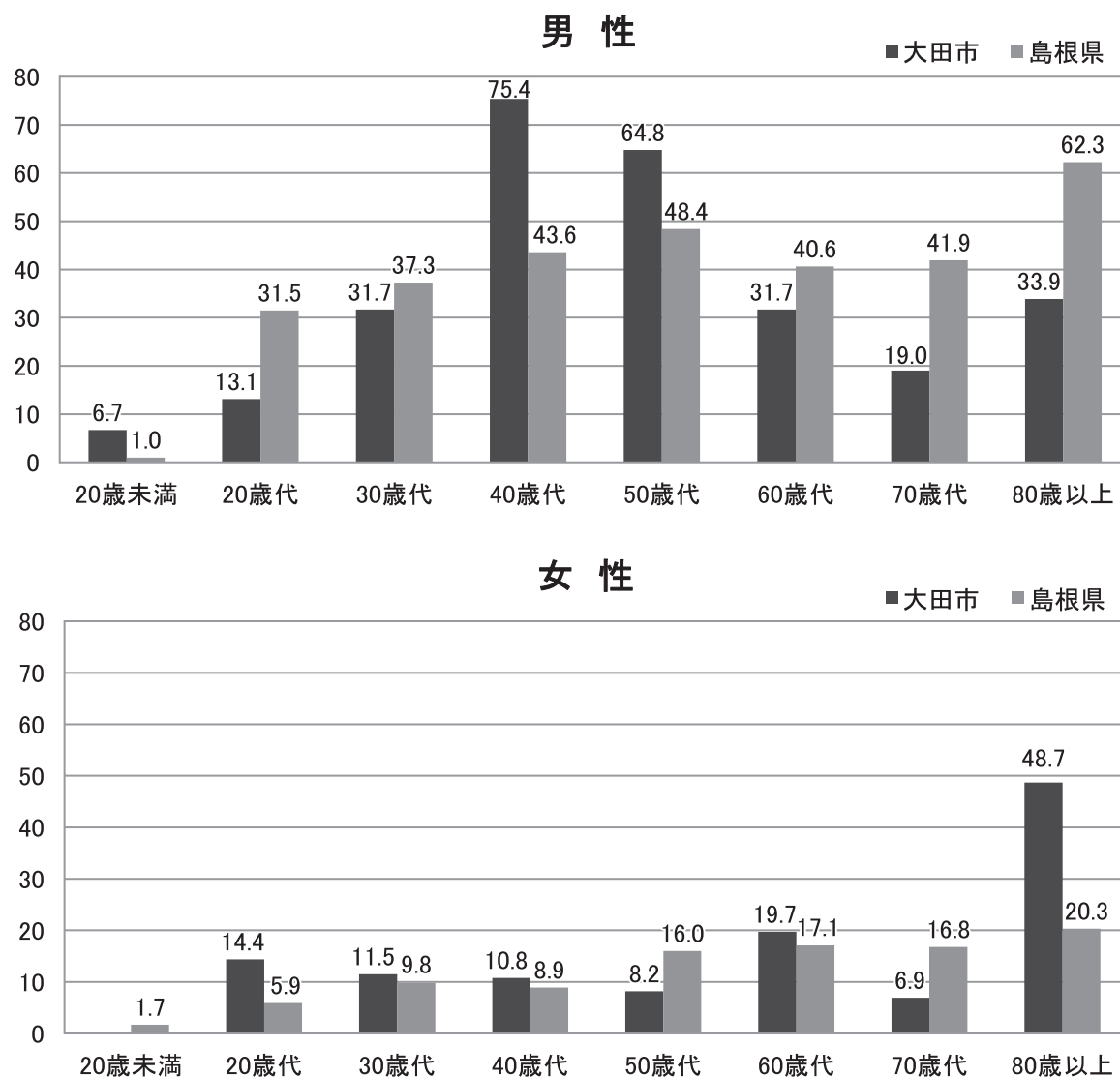


資料：厚生労働省「人口動態統計」

2017年の厚生労働省人口動態統計でみた人口10万人あたりの自殺死亡率は、大田市は23.5であり、2007年以降ほぼ30台を推移していましたが、2014年以降は30台を下回る状況が継続しています。しかし、年によりばらつきがあり、近年5年間(2013年～2017年)の平均では23.2となっています。

島根県と比較すると、ほぼ同じような推移となっていますが、全国と比較すると、島根県及び大田市は高い状況が続いています。

②性・年代別の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）（2012年～2016年平均）



資料：地域自殺実態プロフィール^{*1}【2017】

性別・年代別の自殺死亡率をみると、大田市・島根県ともに女性より男性が高い状況です。

男性では、大田市では40・50歳代が特に高く、島根県では、年代による変化は大きくないものの、40・50歳代がわずかに高く、80歳以上が特に高くなっています。

女性では、大田市では80歳以上がかなり高くなっていますが、島根県では50歳代から高齢期にかけて高くなっています。

(※¹)用語注

・地域自殺実態プロフィール：国が各地域の自死の実態を詳細に分析した資料

③大田市の主な自死の特徴（特別集計（自死日・住居地、2012年～2016年合計））

上位5区分	自死者数 5年計	割合	自殺死亡率 [※] (10万対)	背景にある主な自死の危機経路 ^{※※}
1位: 女性60歳以上 無職 同居	7	14.9%	24.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自死
2位: 男性40～59歳 無職 同居	5	10.6%	376.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自死
3位: 男性60歳以上 無職 独居	5	10.6%	166.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自死
4位: 女性60歳以上 無職 独居	5	10.6%	63.7	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ 状態→自死
5位: 男性40～59歳 有職 同居	5	10.6%	30.4	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自死

順位は自死者数の多さにもとづき、自死者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の母数(人口)は2015年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計した。

※※「背景にある主な自死の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

資料：地域自殺実態プロフィール【2017】

本市の自死者数の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自死者数や自殺死亡率を比較すると、自死者が最も多い区分が「女性・60歳以上・無職・同居」であり、次いで「男性・40～59歳・無職・同居」、「男性・60歳以上・無職・独居」と続いています。

④60歳以上の自死の内訳（特別集計（自死日・居住地、2012年～2016年合計））

性別	年齢階級	同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	8.7%	13.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	0.0%	8.7%	15.2%	6.0%
	80歳以上	4.3%	8.7%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	8.7%	4.3%	10.0%	3.3%
	70歳代	0.0%	4.3%	9.1%	3.7%
	80歳以上	26.1%	13.0%	7.4%	3.2%
合計		100%		100%	

資料：地域自殺実態プロフィール【2017】

全国的には男性・女性ともに同居人がある人の自死が多いですが、本市の男性では同居人がいない人が多い状況です。

3. 課題と目標

①課題

- 自死者数は減少傾向にあるが、全国と比較すると自殺死亡率は高い状況にある。
- 壮年期男性の自死者が多い。
- 高齢期の自死者が多い。
- 受診するところが分からない人が多い。
- 身近な人の変化に気づき、適切な対応ができるよう、ゲートキーパー※¹を増やしていく必要がある。
- 不登校やいじめ問題、若年層の自死もある。

②数値目標

2023年までに、自殺死亡率（人口10万人あたり）を2015年を中間年とする5年平均と比べて、20%以上減少させることを目標とします。

参考（計画より抜粋）

★国の目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減少。

★県の目標

2022年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を2015年と比べて20%以上減少。

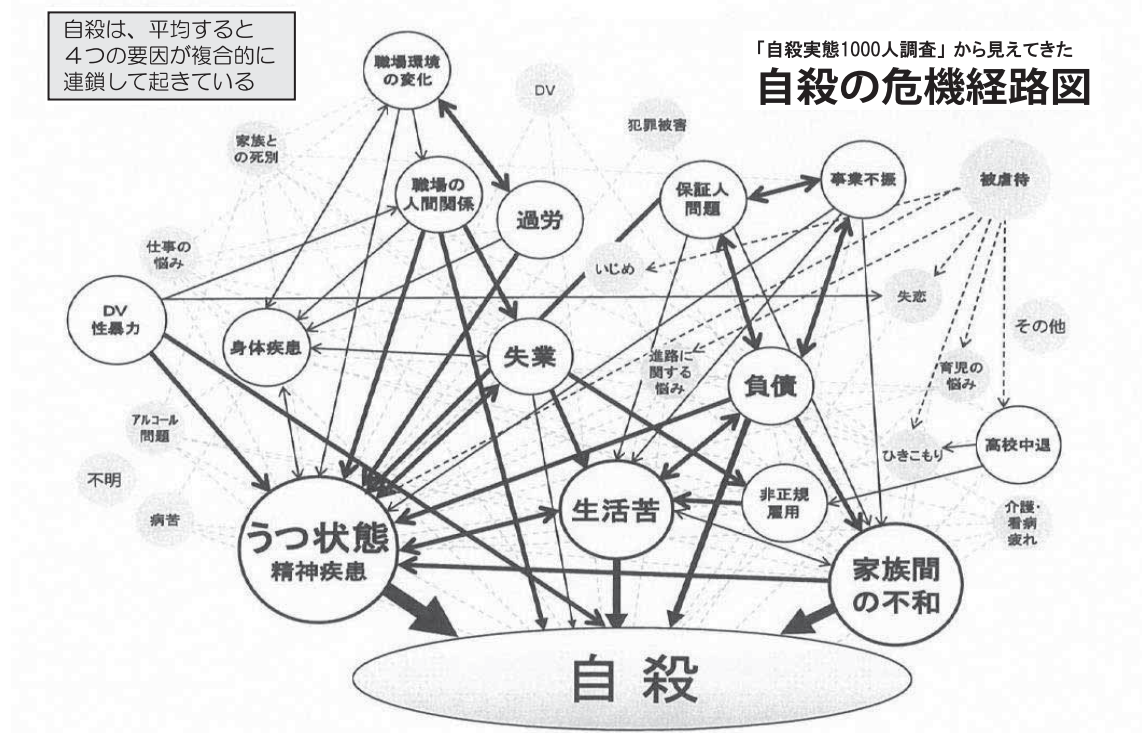
(※¹)用語注

・ゲートキーパー：自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材

第3章 自死対策を進めるうえでの基本的な考え方

1. 自死に対する基本認識

自死の要因としては健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかしながら、「うつ状態」になるまでには複数の要因が潜在し、連鎖しており、自死者の多くは平均4つの問題を抱えているといわれています。また、NPO法人ライフリンクの調査では、職業、年齢、性別等によって、自死に至る要因の連鎖に特徴があることも指摘されています。



自殺のリスクが高まるとき

生きることの
促進要因

- △将来の夢
- △家族や友人との信頼関係
- △やりがいのある仕事や趣味
- △経済的な安定
- △ライフスキル(問題対処能力)
- △信仰
- △社会や地域に対する信頼感
- △楽しかった過去の思い出
- △自己肯定感 など



生きることの
阻害要因

- ▽将来への不安や絶望
- ▽失業や不安定雇用
- ▽過重労働
- ▽借金や貧困
- ▽家族や周囲からの虐待、いじめ
- ▽病気、介護疲れ
- ▽社会や地域に対する不信感
- ▽孤独
- ▽役割喪失感 など

資料：NPO法人ライフリンク作成

2. 基本方針

国（厚生労働省）は、全国的に実施されることが望ましい自死対策事業を基本施策とし、下記の5つをあげました。

また、2017年7月25日に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施策とし、推進することとされました。

本市もこれに則り、国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組である5つを基本施策とし、自殺総合対策推進センターが作成した大田市の「地域自殺実態プロファイル」や本市の自死の現状から、以下の2つを重点施策として推進していきます。

基本 施策	【施策1】 地域・行政組織内におけるネットワークの強化
	【施策2】 自死対策を支える人材の育成
	【施策3】 市民の皆さんへのお知らせと知識の共有
	【施策4】 生きることの促進要因への支援
	【施策5】 児童生徒のこころの健康課題（自死問題を含む）に関する体制整備



重点 施策	【施策6】 高齢者への支援の強化
	【施策7】 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

第4章 自死対策における取組

【施策1】 地域・行政組織内におけるネットワークの強化

自死対策が最大限その効果を発揮して「誰も自死に追い込まれることのない大田市」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民などが有機的に連携・協働して自死対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

また、自死の要因となる複合的な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、関係機関、民間団体等との情報共有や一層の連携強化が必要です。今後は各種相談支援機関が集まり、相談状況、支援状況についての情報交換を行うとともに、有効なネットワークづくりについて検討していく必要があります。

■ 主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
自死対策に関する会議	大田市自死対策専門部会（自死対策ネットワーク会議）の開催	ネットワーク会議所属団体(16団体)
	大田市自死総合対策庁内連絡会議の開催	庁内関係各課
機関連携の強化	未遂者対策として、相談支援機関間での事例検討会の開催を検討し、実施する	健康増進課 社会福祉協議会 警察署 消防本部 石東病院 市立病院 社会福祉法人 亀の子 地域福祉課 地域包括支援センター
組織内連携	組織内で会議等を通し、自死対策について考える	シニアクラブ連合会 NPO 法人緑と水の連絡会議 民生児童委員協議会
専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつながりことで早期治療に結びつけるよう努める	医師会 石東病院 市立病院

【施策2】 自死対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成など必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

そして、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、「誰も自死に追い込まれることのない大田市」の実現を目指します。

■主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
ゲートキーパー養成研修の開催	一般市民を対象とするゲートキーパー養成研修の開催	健康増進課
	相談支援者を対象とするゲートキーパー養成研修の開催	
ゲートキーパー養成研修の受講	ゲートキーパー養成研修を積極的に受講する	ネットワーク会議所属団体(16団体)
各種研修会の開催	知識の普及	社会福祉法人 亀の子 民生児童委員協議会 シニアクラブ連合会 NPO 法人緑と水の連絡会議 健康増進課
各種研修会への参加	知識の習得	ネットワーク会議所属団体(16団体)

【施策3】市民の皆さんへのお知らせと知識の共有

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することが必要です。そのことにより、自分の周りにいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自死対策における市民一人一人の役割などについて意識が共有されるよう、あらゆる機会を活用した啓発活動を推進していきます。

■主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
さまざまな機会を活用した啓発活動	各機関があらゆる機会を活用し、パンフレットやチラシ等を配布する	ネットワーク会議所属団体(16団体)
	図書館等を活用し、自死関連のパネルを展示し啓発を行う	健康増進課
	ストレスチェック表の活用	ネットワーク会議所属団体(16団体)
研修会の開催	知識の普及	警察署 健康増進課

【施策4】 生きることの促進要因への支援

自死に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行うことによって、自死リスクを低下させる必要があります。

また、近年多発している自然災害においても心の問題を抱えることが多く、被災者の心のケアを行っていく必要があります。

自死に追い込まれる危険性が高まった際、相談することにより自死のリスクを低下させるため、身近な場で相談ができ、相談を受けた人が適切な機関へ繋げられるよう、体制を整備します。

■ 主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
相談支援の実施	こころの健康相談	健康増進課
	各種相談	社会福祉協議会 社会福祉法人 亀の子 NPO 法人 緑と水の連絡会議 健康増進課
	相談会の実施及び家族会支援	社会福祉法人 亀の子
	自死遺族のつどい開催	自死遺族の会
生きることへの支援	気軽に相談できる場を設ける	社会福祉協議会 社会福祉法人 亀の子 NPO 法人 緑と水の連絡会議 健康増進課
機関連携の強化	再掲【施策1】	
若者の居場所づくり	ゆきみーるの開設	NPO 法人 緑と水の連絡会議

【施策5】児童生徒のこころの健康課題（自死問題を含む）に関する体制整備

いじめを苦にした児童生徒の自死が大きな社会問題となる中、2016年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育^{※1}の推進が盛り込まれました。児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めても良いということを学ぶ教育を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることが出来るよう取り組みます。そして、社会資源についての情報提供等も在学中から行っていきます。

教員を含めた周囲の大人が、児童生徒のSOSに気づく感度を高めるための研修を、繰り返し行います。また、校内の相談体制を充実させるため、関係機関との連携を進めます。

■主な関連施策

取組（施策）内容		関係部署等
学校を軸とした 取組	命の尊さを学ぶ学習	各学校 教育委員会 健康増進課
	SOSの出し方教育の実施	
	校内相談体制の充実 スクールカウンセラーの配置	
	現状把握（アンケート等の実施）	
	いじめ対策	
	研修会の開催，受講 （ゲートキーパー研修等心の健康課題に関する研修）	
	スクールソーシャルワーカーの活用	
	児童生徒の支援事業 （あすなる教室・心のかけ橋）	
学校をとりまく 地域での取組	学校との交流、連携	民生児童委員協議会
	登下校時の見守り	自治会連合会 シニアクラブ連合会
	いじめ対策	警察署 学校支援ボランティア
	利用可能な社会資源との連携や市民への周知	社会福祉法人 亀の子 NPO 法人 緑と水の連絡会議
	世代間交流の実施	シニアクラブ連合会

(※1)用語注

- ・SOSの出し方教育：困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育

【施策6】高齢者への支援の強化

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、様々な機関の施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

それには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが重要なため、地域の実情に合わせ、行政・民間事業者、民間団体等が連携し、それぞれの支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策推進を図っていきます。

■主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
相談支援の実施	高齢者の生活に関し、様々な機関が連携し相談支援を実施する	社会福祉協議会 民生児童委員協議会 地域包括支援センター 健康増進課
生きがいつくり	高齢者サロンや通いの場など地域で集まれる場の提供と支援	社会福祉協議会 シニアクラブ連合会 自治会連合会 民生児童委員協議会 NPO 法人緑と水の連絡会議 地域包括支援センター
世代間交流	高齢者と地域の子どもたちの交流の場を拡充する	各学校 シニアクラブ連合会 自治会連合会 教育委員会
見守り活動、地域との繋がり	住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域で見守り活動を行う	民生児童委員協議会 シニアクラブ連合会 NPO 法人緑と水の連絡会議 社会福祉法人 亀の子
高齢者の権利を守る支援	高齢者虐待対応や、成年後見制度をはじめとした権利擁護のための取り組みを行う	社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域福祉課 人権推進課

【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

生活困窮の背景として、多重債務や労働問題、精神疾患、介護、虐待、性暴力被害、性的マイノリティ^{※1}、知的障がい、発達障がい、ひきこもりなど様々な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。

そのため、生活困窮者は経済的な困窮にとどまらず、多様な問題を複合的に抱える傾向があることから、その対策は、関係部署が連携しながら、包括的な生きる支援を図っていきます。また、無職者においても経済的な問題以外に、傷病や障がい、人間関係などの問題を抱えている場合が多く、勤労世代の無職者の自死は有職者に比べ高いことから、無職者対策にも力を入れていく必要があります。

■主な関連施策

	取組（施策）内容	関係部署等
経営相談	中小企業事業主に対し、経営相談会を実施	商工会議所 銀の道商工会
生活困窮対応	福祉総合相談、法律相談、 家計相談、就労相談、 資金の貸付、食糧支援	社会福祉協議会 地域福祉課
見守りと相談支援 の実施	ひきこもりにならないよう、地域での見 守りを実施 悩み事等があった場合、相談機関等の情 報提供を実施	自治会連合会 民生児童委員協議会
居場所づくり	若者の居場所を開設 相談対応の実施	NPO 法人緑と水の連絡会議

(※¹)用語注

- ・性的マイノリティ：異性愛を一般的としている社会から少数とされる同性愛者や両性愛者、性同一性障がいなどの人々のこと

自死対策関連事業一覧

【施策1】地域・行政組織内におけるネットワークの強化

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
自死対策に関する会議	大田市保健対策協議会自死対策専門部会	関係機関・関係団体等がネットワークを構築し、自死対策を推進するため、自死対策専門部会を設置する。	自死対策に関する取組を検討し、対策の推進に向けて、普及啓発活動を行う。	健康増進課
自死対策に関する会議	大田市自死総合対策庁内連絡会	自死総合対策に全庁横断的に取り組むことにより、市民のかけがえのない命を救うため、大田市自死総合対策庁内連絡会議を設置する。	自死総合対策を全庁横断的に取り組むことにより、市民のかけがえのない命を救うことができる。	健康増進課
機関連携の強化	大田市障がい者自立支援協議会	障がい者及び障がい児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、大田市障がい者自立支援協議会を設置する。	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークを自死対策を推進するうえでの基盤として活用できる。	地域福祉課
機関連携の強化	地域福祉支え合い推進事業	住民の身近な圏域で、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくり及び複合化する課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し推進する。	様々な相談対応の中で必要時には適切に、専門機関につなぐことができる。	地域福祉課
組織内連携	健康づくり推進事業	市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、生活習慣の改善、病気の早期発見、早期治療につなげ、地域全体で健康づくり活動を実践するための体制づくりを行う。	身近な地域で様々な悩みを抱える人々に、気づき、専門機関に繋ぐことができる。また地域で見守り、支えることができる。	健康増進課
組織内連携	地域包括支援センター運営業務	地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスに繋げる等の支援を行う。	地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスに繋げる等の支援を行うことにより生きることの包括的支援に繋がる。	介護保険課

【施策2】自死対策を支える人材の育成

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
市民に対する研修	まちづくりリーダー研修会	まちづくりに関する研修会で、参加者に対し、高齢者等の見守り活動など、地域住民間の支えあい重要性についての意識醸成を図る。	持続可能なまちづくりに向けた地域住民間の支えあいの仕組みづくりを中心とした研修であるため、その中で自死対策に関する内容・情報提供は可能。	まちづくり定住課
市民に対する研修	防災対策事業	研修の題材としてゲートキーパー養成研修を実施することにより、被災者の精神的ケアとして、地域での活動の参考としてもらうことは可能である。	被災者の精神的ケア	危機管理課
市民に対する研修	障がい者相談員設置(身体・知的)	障がい者やその家族の様々な相談に、相談員が相談に応じる。	相談員へのゲートキーパー養成研修を行うことにより、様々な相談対応の中で必要時には適切に、専門機関に繋ぐことができる。	地域福祉課
市民に対する研修	手話奉仕員養成事業 手話通訳者等派遣事業	聴覚障がいのある方に対し、日常生活や社会生活を送るうえでの支援を行う。	手話奉仕員、手話通訳者等へのゲートキーパー養成研修を行うことにより、相談などでの気づきを促し、必要な支援に繋げることが可能になる。	地域福祉課
市民に対する研修	生活困窮者自立相談支援事業	失業や病気、人間関係など様々な問題で生活に困っている方へ、各種関係機関と連携しながら解決に向けサポートする。	相談支援機関(市社協)の支援員へのゲートキーパー養成研修を行い、自死予防の視点を持った相談・支援を行うことができる。	地域福祉課
市民に対する研修	地域子育て応援事業 (子育て支援事業)	子育て講座事業(子育て家庭の父母、家庭等を対象に、子どもの生活リズム作りや、食育、命の大切さ等の講習会、講演会等を開催するもの。)	保育士等専門職や育児中の保護者同志の交流を通じて、育児の悩みの抱え込み軽減に繋がる。	子育て支援課

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
市民に対する研修	健康づくり推進事業	市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、生活習慣の改善、病気の早期発見、早期治療につなげ、地域全体で健康づくり活動を実践するための体制づくりを行う。	地区健康づくり推進員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施し、地域での高齢者の実態把握及び地域での見守り、支え合い活動の推進を図る。	健康増進課
市民に対する研修	高齢者の通いの場づくり事業	地域の支え合い体制づくりを推進するために、高齢者の通いの場づくりを行い、高齢者の社会参加及び社会交流を促進し、介護予防の推進を図る。(概ね80歳以上の高齢者を対象に、週1回の通いの場を開催している。)	通いの場のボランティアへのゲートキーパー養成研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へ繋ぐ等の対応が期待できる。	介護保険課
市民に対する研修	スクールガードリーダー、通学路の安全点検	見守りボランティアにゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ってもらうことに繋がる。	児童生徒の見守り強化。	教育部総務課 学校教育室
市民に対する研修	学校業務改善加速事業 教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校業務改善プランの策定。 ・長時間勤務実態調査実施と改善への指導助言。 ・部活動負担軽減に関する取組。 ・教職員研修の実施。(人権・同和教育) 	教職員の負担軽減。研修の充実。	教育部総務課 学校教育室
市民に対する研修	教育相談事業	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	研修や啓発の促進。	教育部総務課 学校教育室
市民に対する研修	保護者への情報提供	学校による保護者へのいじめ問題等の情報提供	専門機関との連携の構築や啓発の促進。	教育部総務課 学校教育室
市職員に対する研修	新任職員等職員に対する研修の実施	自死の実態の理解し、こころの健康づくりに対する正しい知識を持つ。	自死のリスクを抱える人へに気づき、対応することができる。	人事課
市職員に対する研修	窓口及び相談支援対応職員へのゲートキーパー養成研修の実施	窓口対応や相談支援にあたる職員が、自死や自死に関連する事柄に対する正しい知識を持ち、対応できるようゲートキーパー養成研修等各種研修を活用し担当者の意識向上と継続を図る。	相談支援にあたる職員が正しい知識を持つことで、必要な支援、専門機関に繋ぐことができる。	健康増進課

【施策3】市民の皆さんへのお知らせと知識の共有

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
市民への周知 (会合等に合わせた啓発)	まちづくりセンターブロック会議	ブロック内のまちづくりセンター及び公民館の情報共有、事業調整のため定期的に開催している。	具体的な事業を実施するものではないため、自死対策についての情報提供・意見聴取は可能。	まちづくり定住課
市民への周知 (会合等に合わせた啓発)	人権啓発推進事業	講演会等の中で、自死対策に関する啓発活動を行う。	自死や自死遺族に対する差別や偏見を解消するための啓発活動を実施する。	人権推進課

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
市民への周知 (会合等に合わせた啓発)	地区健康教育 事業所健診	地区健康教育、事業所健診等で心の健康に関する啓発を行う。	こころの健康に関する正しい知識をもつことで自死予防に繋がる。相談窓口を知ることができる。	健康増進課
市民への周知 (会合等に合わせた啓発)	地域介護予防活動支援事業	高齢者の閉じこもり予防に効果を得られる、介護予防活動を行う通える場づくりを、地域住民が主体となって実施するための活動の育成・支援を図る。	高齢者サロン等の会合での健康教育で心の健康に関する啓発を行うことで、うつ病などについての普及啓発をはかることができる。	介護保険課
市民への周知 (会合等に合わせた啓発)	高齢者地域福祉推進事業	高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ活動を支援することにより、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防、相互の生活支援を図るもの。	シニアクラブの活動として講習会や研修会を行うことで、問題啓発と研修機会となる。	介護保険課
市民への周知 (チラシ・広報等の配布)	広報の発行	広報おおだの発行により、市政などを広く市民に周知する。	「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどし、より効果的な啓発を図る。	政策企画課
市民への周知 (チラシ・広報等の配布)	防災対策事業	大田市総合防災訓練の中で、パネル展示やチラシ配布を行うことは可能である。(スペースの提供)	被災者の精神的ケア。	危機管理課
市民への周知 (チラシ・広報等の配布)	障がい者福祉のしおり「べんり帳」の作成	専門相談窓口の情報を周知する。	相談窓口を周知することで、必要な支援につなげることが可能になる。	地域福祉課
市民への周知 (チラシ・広報等の配布)	救急法等講習会	救急法の講習会等において、自死予防に関する啓発用リーフレットを配布する。	啓発の促進。	消防部 警防課
市民への周知 (パネル展示・CATV等啓発)	健康教育事業(地区文化祭)	地区文化祭で、こころの健康に関する普及啓発を行う。	こころの健康に関する正しい知識をもつことで自死予防に繋がる。相談窓口を知ることができる。	健康増進課
市民への周知 (パネル展示・CATV等啓発)	大田市健康づくり優良事業所表彰(自死予防対策検討会)	大田市健康づくり優良事業所表彰を行い、市内での実践的な取組事例を周知し、他の事業所に波及することで、心身ともに働きやすい職場環境づくりを推進する。表彰を通じて、壮年期の自死対策に関わる関係機関と連携を図り、自死対策を推進する。	心の健康づくりに取り組む事業所を増やし、働き盛りの自死予防に繋げることができる。	健康増進課
市民への周知 (パネル展示・CATV等啓発)	図書館蔵書整備事業	・健康増進課に展示場所を提供している。 ・蔵書整備の中で自死の本も受け入れている。 ・誰にでも開かれた場所である。	研修や啓発の促進。	社会教育課

【施策4】生きることの促進要因への支援

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
相談支援の実施	子育て 母子父子自立支援員による相談支援	母子父子自立支援員を配置し、その他スタッフによる母子等に関する各所相談や各種の手立てへの繋ぎ(手当、貸付給付金支給、就労相談等)を行う。	左記の手立てに加え、困窮内容によっては関係機関との繋ぎを通じて、経済的・精神的負担の軽減を図る。	子育て支援課

項目		事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
相談支援の実施	子育て	母子保健推進員活動	母子保健推進員による妊娠期からの訪問や子育てサロンの等の活動を通じて、子育てを支援する。	気になる妊産婦への相談、適切な支援先へ繋げるきっかけとなる。	健康増進課
相談支援の実施	子育て	発達クリニック巡回相談	・発達障がいを招来するおそれのある乳幼児を早期発見し、適切な支援を行うために実施する。 ・相談支援チームと乳幼児健診や発達クリニック、相談事業との連携を行い、乳幼児期から就学に向けた切れ目ない支援を行う。	子育て、育児不安等の支援を行う中で、心の不調のある保護者を支援に繋げることができる。	健康増進課
相談支援の実施	子育て	産後ケア事業 産後2週間健診事業	産後に精神的な不調のある母親を早期に発見し、心理的な安定を図り、健やかな育児ができるよう支援を行う。	出産後の精神的な不調に気づき、早期に支援に繋げることができる。	健康増進課
相談支援の実施	子育て	相談支援チームによる巡回訪問 就学事務	・市内全保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学級のある中学校を巡回し、教育相談を実施。 ・希望申し込みに対応した教育相談の実施。	相談と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
相談支援の実施	児童生徒	児童生徒支援事業 (スクールカウンセラー活用事業)	不登校対策としてスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施。	相談と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
相談支援の実施	支援者支援	学校業務改善加速事業 教育相談事業	・学校業務改善プランの策定。 ・長時間勤務実態調査実施と改善への指導助言。 ・部活動負担軽減に関する取組。 ・教職員研修の実施。(人権・同和教育)	相談と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
相談支援の実施	児童生徒	児童生徒支援事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒の健全育成の推進強化。	相談と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
相談支援の実施	障がい者	障がい者差別解消対応窓口	職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置。	差別に関する相談対応の中で専門相談やリスクの軽減に繋がる対応がとれる。	地域福祉課
相談支援の実施	障がい者	障がい者相談員設置 (身体・知的)	障がい者やその家族の様々な相談に、相談員が相談に応じる。	様々な相談対応の中で必要時には適切に、専門機関に繋ぐことができる。	地域福祉課
相談支援の実施	障がい者	高次脳機能障がいのある人への相談支援	高次脳機能障がいのある人が地域で安心して生活できるよう相談支援を行う。	高次脳機能障がいのある人の相談を通じて、必要な支援に繋げる。	健康増進課
相談支援の実施	ハイリスク者	防災対策事業	地域防災計画の中で、被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動体制を組織し、有事に際し適切な活動を行うように定めている。	医療・保健活動と一体的に取り組むことによる被災者の心身の健康管理。	危機管理課
相談支援の実施	ハイリスク者	生活困窮者自立相談支援事業	失業や病気、人間関係など様々な問題で生活に困っている方へ、各種関係機関と連携しながら解決に向けサポートする。	相談支援機関(市社協)を窓口とした様々な相談対応の中で必要時には適切に、相談機関に繋ぐことができる。	地域福祉課
相談支援の実施	ハイリスク者	生活保護法施行事務	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	ケースワークにおいて、必要時には適切に、専門機関に繋ぐことができる。	地域福祉課

項目		事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
相談支援の実施	ハイリスク者	地域福祉支え合い推進事業	住民の身近な圏域で、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくり及び複合化する課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し推進する。	様々な相談対応の中で必要時には適切に、専門機関につなぐことができる。	地域福祉課
相談支援の実施	ハイリスク者	アルコール対策事業	精神保健福祉相談からアルコールの問題を抱える人を把握し、断酒会等の自助グループの紹介や適切な治療に繋げることができる。	アルコールの問題を抱える人は、自死のリスクが高く、相談支援を行う中で適切な支援に繋げることができる。	健康増進課
相談支援の実施	ハイリスク者	重複多受診者訪問指導	同一疾病により、複数の医療機関で受診している重複受診者や、同一月に医療機関に頻繁に受診している多受診者に対し、訪問等により受診状況や生活状況を確認し、医療や保健福祉サービス等の情報提供と健康の保持増進のため、助言等を行う。	対象者に対し訪問等を行う際、本人から相談等を受ける。	市民課 健康増進課
相談支援の実施	ハイリスク者	医療相談	相談員のゲートキーパー養成研修の受講。必要時適切な対応。相談支援の中で支援の必要な人があれば保健師や精神科医療機関に繋げる。	自死リスクの高い人への相談支援。	大田市立病院 地域医療連携室
相談支援の実施	高齢者	食育推進事業	子どもから高齢者まで市民一人ひとりが身近な地域でそれぞれの地域の特性を生かした食育活動を広め、食を通して健康で豊かな人づくり、まちづくりを目指す。	地域での食育活動(高齢者の会食事業など)を通じ、気になる人を適切な支援先へ繋げるきっかけとなる。	健康増進課
相談支援の実施	高齢者	高齢者介護・福祉総合相談	高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるように、専門職が地域や関係機関と連携しながら支援する。	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きていることの包括的支援(自死対策)にもなっている。	介護保険課
相談支援の実施	遺族支援	ワンストップ窓口	住民異動の各種手続き時に、ワンストップで手続きを行う場を提供する。	死亡届後の各種手続き時に、各課担当者が手続きの中で、本人からの相談等を受ける。	市民課
相談支援の実施	遺族支援	自死遺族の支援	自死遺族が地域におけるつながりの場を確保して、孤立化による自死を予防するため、自死遺族が行う分ち合いの会の開催や会の周知等を支援する。	身近な場所での開催により、参加しやすい環境を提供し、自死遺族同士で気持ちを分かち合うことにより、生きる力へと繋がっていくことができる。	健康増進課
相談支援の実施	支援者支援	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター)	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター)	相談支援に対応する職員の精神的なケア。	人事課
生きることへの支援		相談支援事業	精神障がい者の早期発見、早期治療の促進並びに精神障がい者の社会復帰を支援するとともに、地域住民の精神保健の向上を図るため、相談及び訪問指導を行う。	生活のしづらさを抱える人を相談支援で把握し、必要な支援に繋げる。	健康増進課
生きることへの支援		人権相談	人権相談所の開設	相談者が抱える問題の早期発見に努め、救済手続きが必要な場合は支援機関に繋ぎ、自死のリスクの軽減を図る。	人権推進課
機関連携の強化	子育て	地域子育て応援事業(地域子育て支援センター事業)	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て支援に関する相談等、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	気になる保護者の存在や、相談内容によっては行政や、専門機関へ繋がる。	子育て支援課
機関連携の強化	子育て	要保護児童対策地域協議会	児童虐待(無理心中含む)の早期発見、適切な保護を図るため、関係者が当該児童に関する情報、考え方を共有し、適切に各関係機関が連携し活動を行う。	養育上支援が必要かつ横断的な情報共有と役割分担によって、養育環境や保護者の不適切な対応を未然に防ぐことに寄与する。	子育て支援課

項目		事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
居場所づくり	子ども・若者	子ども・若者支援体制等整備事業	社会的生活を円滑に営む上での困難を有する、子ども・若者に対する居場所の運営や相談事業の実施をNPO法人に委託して実施する。	閉鎖的且つ限局的思考から、その人らしく特性を踏まえた支援に繋ぐことで居場所となる場を共に考える。	子育て支援課
居場所づくり	児童生徒	児童生徒支援事業 (あすなる教室・心のかけ橋)	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置。不登校児童生徒の集団再適応、自立を支援する学習・生活指導等の実施。不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施。不登校児童生徒の居場所づくり。	相談と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
機関連携の強化	ハイリスク者	防災対策事業	地域防災計画の中で、被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動体制を組織し、有事に際し適切な活動を行うように定めている。	医療・保健活動と一体的に取り組むことによる被災者の心身の健康管理。	危機管理課
機関連携の強化	福祉連携	民生委員・児童委員関係	様々な福祉に関する相談に応じ、障がい者等の援護を図る。	研修実施により基礎的な知識を習得し、地域での相談業務に役立て、相談機関に繋げる。	地域福祉課
機関連携の強化	遺族支援	葬祭費支払業務	国民健康保険、後期高齢者医療加入者に係る葬祭費の支払い手続き。	国民健康保険、後期高齢者医療加入者に係る葬祭費の支払い手続き時に相談に応じ、状況により担当課へ繋ぐ。	市民課
機関連携の強化	未遂者	地域医療連携	自死未遂者支援や地域包括ケア事業等を定める上で、精神科医療機関や、その他機関との連携をする。	自死未遂者への支援及び精神科医療機関等との連携。	大田市立病院 地域医療連携室

【施策5】児童生徒のこころの健康課題(自死問題を含む)に関する体制整備

項目		事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
学校を軸とした取り組み	教職員	相談支援の情報提供	各学校に相談先一覧等を情報提供する。	教職員支援の充実。 教職員の負担軽減。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	教職員	いじめ防止対策推進事業	・いじめ認知の確認や事例研修を行うことで、各校のいじめ防止の取組に活かす。 ・アンケートQU活用等により早期発見に努める。	教職員支援の充実。 教職員の負担軽減。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	児童生徒	児童生徒支援事業 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒の健全育成の推進強化。	児童生徒理解と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	児童生徒	学力・教育力向上プロジェクト事業	・中学生の学習支援。(土曜チャレンジ・放課後学びの場) ・小学校低学年の学習習慣定着への支援。(学習習慣サポーター)	児童生徒理解と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	児童生徒	夢・志事業 職場体験学習	地域の方や地域出身の方の話を聞き、地域に対する思いに触れることで、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、地域を支え創る地域社会の一員としての自覚を高める。 中学校で行われている職場実習体験を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とする。	児童生徒理解と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
学校を軸とした取り組み	児童生徒 児童生徒支援事業 (あすなろ教室・心のかけ橋)	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置。不登校児童生徒の集団再適応、自立を支援する学習・生活指導等の実施。不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施。不登校児童生徒の居場所づくり。	児童生徒理解と支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	保護者 めだか教室	心身障がいや発達に心配のある幼児、保護者を対象に小規模療育だけでなく、同じ悩みを持つ保護者同士の交流、専門スタッフとの面談を通じ、抱え込みを防ぐことにも寄与する。	支援者と共に集い、療育を提供することで養育に前向きな母子の育成と今後の児らの支援の在り方を検討できる。	子育て支援課
学校を軸とした取り組み	保護者 各種相談	子育てやその療育に関する各種相談、繋ぎを行う。	養護、障がい、育成等多岐にわたる相談から必要な支援や方策に繋ぐことで抱え込みを防ぐ。	子育て支援課
学校を軸とした取り組み	保護者 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	保護者支援の充実。	教育部総務課
学校を軸とした取り組み	保護者 相談支援チームによる巡回訪問 就学事務	・市内全保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学級のある中学校を巡回し、教育相談を実施。 ・希望申し込みに対応した教育相談の実施。	保護者支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	保護者 児童生徒支援事業(再掲) (あすなろ教室・心のかけ橋)	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を設置。不登校児童生徒の集団再適応、自立を支援する学習・生活指導等の実施。不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施。不登校児童生徒の居場所づくり。	保護者支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	保護者 児童生徒支援事業 (スクールカウンセラー活用事業)	不登校対策としてスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施。	保護者支援の充実。	教育部総務課 学校教育室
学校を軸とした取り組み	保護者 保護者への情報提供	学校による保護者へのいじめ問題等の情報提供。	保護者支援の充実。	教育部総務課 学校教育室

【施策6】高齢者への支援の強化

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
相談支援の実施	地域包括支援センター運営業務	地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスに繋げる等の支援を行う。	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などを幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスに繋げる。	介護保険課
相談支援の実施	高齢者介護・福祉総合相談	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、専門職が地域や関係機関と連携しながら支援する。	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能であり、生きることの包括的支援(自死対策)にもなっている。	介護保険課
生きがいづくり	地域介護予防活動支援事業	高齢者の閉じこもり予防に効果が得られる介護予防活動を行う場づくりを、地域住民が主体となって実施するための活動の育成・支援を図る。	高齢者サロン等地域で集まれる場の提供、支援を行うことで閉じこもり予防に繋がる。	介護保険課

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
生きがいづくり	高齢者の通いの場づくり事業 (地域支援事業)	地域の支え合い体制づくりを推進するために、高齢者の通いの場づくりを行い、高齢者の社会参加及び社会交流を促進し、介護予防の推進を図る。(概ね80歳以上の高齢者を対象に週1回の通いの場を開催している。)	高齢者の社会参加を促進することにより、運動機能の向上及び社会交流の場の提供によりいきいき介護予防の推進を図ることで、生きることの包括的支援に繋がる。	介護保険課
見守り活動、地域との繋がり	健康づくり推進事業	市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、生活習慣の改善、病気の早期発見、早期治療につなげ、地域全体で健康づくり活動を実践するための体制づくりを行う。	身近な地域で高齢者が抱える様々な悩みに気づき、専門機関に繋ぐことができる。また地域で見守り、支えることができる。	健康増進課
見守り活動、地域との繋がり	認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を行うことにより、地域において、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を見守る応援者を増やしていく。	認知症サポーター養成講座により、認知症への理解を深めた支援者が周囲に多くなることにより、介護者の苦悩を少しでも和らげ、認知症の方も生きやすい地域をつくることができる。	介護保険課
見守り活動、地域との繋がり	認知症地域支援事業	「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症高齢者及び介護者等の相談支援や支援体制の構築、医療・介護等の支援ネットワーク構築及び認知症対応力向上のための支援等を行う。	認知症にやさしい地域になることにより、誰もが生きやすい地域をつくることができる。	介護保険課
見守り活動・地域での繋がり	高齢者地域福祉推進事業	高齢者の自主的な地域組織であるシニアクラブ活動を支援することにより、地域福祉の推進と高齢者自身の介護予防、相互の生活支援を図るもの。	シニアクラブの活動を支援することで、地域での相互の生活支援、見守り活動につながる。	介護保険課
高齢者の権利を守る支援	権利擁護相談窓口設置事業 成年後見支援センター運営事業	弁護士、社会福祉士等の専門職の助言を得ながら、高齢者虐待事例等の検討を行い、対応力の強化を図る。 また、成年後見支援センターを設置し、地域住民に対する後見制度の啓発活動を行うとともに、市民後見人の養成を行う。	職員の対応力を強化することにより、高齢者虐待で悩んでいる方へより良い支援が行えるようになる。また、市民後見人が増えることにより、高齢者の権利を守ることができ、生きることの包括的支援となる。	介護保険課

【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
経営相談	ふるさと大田産業振興アドバイザー設置事業	本市出身者に産業振興アドバイザーを委嘱し、新技術の研究開発、販路開拓、経営等に関する指導・助言を行う。	相談時に自死の兆候が見られた場合、関係課へ繋ぐことができる。	産業企画課
経営相談	農業アドバイザー事業	アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導・助言を行う。	相談時に自死の兆候が見られた場合、関係課へ繋ぐことができる。	農林水産課
生活困窮対応	生活困窮者自立相談支援事業	失業や病気、人間関係など様々な問題で生活に困っている方へ、各種関係機関と連携しながら解決に向けサポートする。	相談支援機関(市社協)を窓口とした様々な相談対応の中で必要時には適切に、相談機関に繋ぐことができる。	地域福祉課
見守りと相談支援の実施	民生委員・児童委員関係	様々な福祉に関する相談に応じ、障がい者等の援護を図る。	研修実施により基礎的な知識を習得し、地域での相談業務に役立て、相談機関に繋げる。	地域福祉課
見守りと相談支援の実施	地域医療連携	自死未遂者支援や地域包括ケア事業等を勧める上で、精神科医療機関や、その他機関と連携する。	自死未遂者への支援及び精神科医療機関等との連携。	大田市立病院 地域医療連携室
見守りと相談支援の実施	納税・納付相談	納税・納付でお困りの方の相談に応じ、関係機関へ繋げることができる。	悩みや心配事に関する相談および関係機関の紹介。	税務課

項目	事業名	事業概要	自死対策に関する内容	担当課等
見守りと相談支援の実施	市民相談	市民相談の際、必要に応じて各関係機関へ適切に繋ぎ、自死リスクを抱えた人の支援を行う。また、関係部署で情報共有することにより、早期支援を行う。	悩みや心配事に関する相談および関係機関の紹介。	人権推進課
見守りと相談支援の実施	水道・下水道料金等徴収業務	水道・下水道料金等の徴収に係る事務	水道・下水道料金等の滞納者等、生活に困っている方の相談に応じ、関係機関へ繋げる。	上下水道部 管理課
見守りと相談支援の実施	生活保護法施行事務	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	ケースワークにおいて、必要時には適切に、専門機関に繋ぐことができる。	地域福祉課
見守りと相談支援の実施	児童扶養手当	母子、父子、寡婦等の支給要件を満たす家庭へ児童の健やかな成長を願って支給される。 ※所得要件あり	経済的支援による経済不安定を軽減する。	子育て支援課
見守りと相談支援の実施	母子父子自立相談員による相談支援	ひとり親家庭に対し生活の相談に応じ、経済・教育などの諸問題の解決を助け、その自立に必要な支援を行う。	相談を通じて、課題の軽減と解決にむけるとともに、抱え込みを防ぐ。	子育て支援課
見守りと相談支援の実施	公営住宅の管理	市が管理する公営住宅の使用料等滞納者への納付相談時に生活状況を確認し、関係機関へ繋げる。	市営住宅入居者の生活困窮者を関係機関に繋ぐことにより入居者の不安軽減を図り自死の予防に努める。	都市計画課
見守りと相談支援の実施	医療相談	相談支援の中で支援の必要な人があれば、保健師や精神科医療機関に繋げる。	自死リスクの高い人への相談支援。	大田市立病院 地域医療連携室

第5章 計画の評価指標（モニタリング）

1. 計画評価のための指標

計画の推進における効果の検証のためには、評価指標の設定と評価の仕組みが必要です。自死対策の目的は、自死者数をゼロにする、又は減少させることではありますが、経済情勢をはじめとした社会の動向に影響を受け変動する自死者総数のみでは対策の効果は測れません。そこで、本計画では自殺死亡率の他、「誰も自死に追い込まれることのない大田市」の実現に向けて、悩みを抱え自死に追い込まれようとしている人や生きづらさを抱えた方が孤立しないための施策を推進していくため、毎年経過を把握し、計画終了時に最終評価を行います。

■評価指標

施策	評価指標	目標
【施策1】地域・行政組織内におけるネットワークの強化	自死対策ネットワーク会議の実施回数	年1回以上
	相談支援機関間での事例検討会の開催	実施
【施策2】自死対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修の開催回数	年1回以上
	ゲートキーパー養成研修の受講者数	延べ250人以上
【施策3】市民の皆さんへのお知らせと知識の共有	パンフレットやチラシを配布している機関数	16機関
	パネル展示の回数	年10か所以上
【施策4】生きることの促進要因への支援	相談支援の実施件数 (社会福祉協議会、健康増進課)	年間300件以上
【施策5】児童生徒のこころの健康課題	命の尊さを学ぶ学習の実施回数 (道徳科や講演会など)	各校年1回以上
	SOSの出し方教育の実施回数	
【施策6】高齢者への支援の強化	高齢者サロンの登録数 (ふれあいサロン登録数)	維持(133か所*) (※:2018年数値)
	通いの場実施数	24か所
【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	生活困窮の相談件数	年間30件以上(新規)

	2013年～2017年の平均	→	2019年～2023年の平均
自殺死亡率 (人口10万人あたり)	23.2		18.6

1. 自殺対策基本法（平成十八年六月二十一日法律第八十五号）

最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総

合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第

一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付

することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この

条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2. 国の自死対策の経緯

- 1996年 WHO（世界保健機関）「自殺予防のためのガイドライン」公表
- 2000年3月 「健康日本21」の中で自殺予防に取り組む
- 2002年12月 厚生労働省自殺防止対策有識者懇談会で「自殺予防に向けての提言」報告
- 2005年7月 参議院厚生労働委委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
- 2006年6月 「自殺対策基本法」成立（議員立法、10月施行）
- 2007年4月 内閣府自殺対策推進室設置
- 2007年6月 「自殺総合対策大綱」閣議決定
- 2009年度～ 地域自殺対策緊急強化基金の設置
- 2009年5月 2009年度第1次補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」設置
- 2012年8月 「自殺総合対策大綱」の見直し（閣議決定）
- 2016年3月 「自殺対策基本法一部改正法」成立（議員立法、4月施行）
- 2016年4月 自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管
自殺総合対策推進センターとして機能強化
- 2017年7月 新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定

【自殺総合対策大綱の概要】

- ◆基本理念：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」
自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる
- ◆基本認識：「自殺はその多くが追い込まれた末の死」
「自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題」
「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」
- ◆数値目標：「2026年までに自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減少させる」

3. 大田市自死対策計画策定の経過

年月日	会議名等
2018年2月26日	2017年度 大田市自死予防対策庁内連絡会議
2018年6月28日	大田市自死対策計画策定（第1回）作業部会
2018年7月18日	大田市自死対策ネットワーク会議（第1回）
2018年10月30日	大田市自死対策計画策定（第2回）作業部会
2018年11月7日	大田市自死対策ネットワーク会議（第2回）
2018年11月16日	2018年度 大田市自死予防対策庁内連絡会議
2018年11月22日	大田市保健対策推進協議会
2019年2月20日～3月20日	パブリックコメント実施
2019年3月	「大田市自死対策計画」策定

4. 大田市自死対策計画策定における組織体制

(1) 大田市保健対策推進協議会 自死対策専門部会設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自死対策についての計画（「大田市自死対策計画」という。）を策定し、関係機関・関係団体等がネットワークを構築し、対策を推進するため、大田市保健対策推進協議会規則（平成17年10月1日規則第90号）第7条により、自死対策専門部会（以下「部会」通称「自死対策ネットワーク会議」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 部会には、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 自死対策計画に関すること。
- (2) 自死対策に関する情報の共有化に関すること。
- (3) 自死対策に関するネットワークづくりに関すること。
- (4) 自死対策の推進に向けての普及啓発活動に関すること。
- (5) その他自死対策に関連し必要と認める事項。

(組織)

第3条 部会の委員は、別表1に掲げる団体等から選出した者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で退任した者の補欠委員の任期は残任期間とする。

(役員)

第4条 委員には部会長（以下「会長」という。）1名、副会長1名を置くこととし、役員は委員の互選とする。

- 2 会長は部会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、年2回程度開催する。

- 2 部会は、委員（第3条関係）、大田市自死総合対策庁内連絡会議及び作業部会（第6条関係）、事務局（第7条関係）で構成する。

(庁内会議)

第6条 部会において協議・検討する事項について調整するとともに、部会と庁内関係課の連携および庁内関係課間の連携を推進するため、大田市自死総合対策庁内連絡会議を置く。

- 2 大田市自死対策計画を策定するにあたっては、作業部会を設置し、作業部会の委員は大田市自死総合対策庁内連絡会議の構成部署のうち、別表2に定める庁内関係部署とする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、健康増進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って別に定める。

附則

この要綱は平成30年4月11日から施行する。

別表1

1	大田市医師会
2	石東病院
3	大田市立病院
4	大田市自治会連合会
5	大田商工会議所
6	銀の道商工会
7	NPO 緑と水の連絡会議 ゆきみーる
8	社会福祉法人 亀の子
9	大田市校長会
10	大田市民生委員・児童委員協議会
11	大田市シニアクラブ連合会
12	大田市社会福祉協議会
13	大田警察署
14	島根県県央保健所
15	大田市消防本部
16	大田市地域包括支援センター

別表2

1	総務部 人権推進課
2	健康福祉部 地域福祉課
3	健康福祉部 子育て支援課
4	健康福祉部 介護保険課
5	消防本部
6	市立病院地域医療部 地域医療連携室
7	教育委員会教育部 学校教育室

(2) 大田市保健対策推進協議会員名簿（任期：2017年度～2018年度）

No	所属	職名	氏名
1	大田市医師会	会長	福田 一雄
2	大田市立病院	院長	西尾 祐二
3	大田歯科医師会	会長	前田 憲邦
4	大田市校長会	学校保健会 理事長	柿田 丈仁
5	大田商工会議所	会頭	森田 博久
6	銀の道商工会	会長	原 勝正
7	島根県農業協同組合 石見銀山地区本部	本部長	山崎 辰次
8	大田市自治会連合会	副会長	竹内 稔
9	大田市シニアクラブ連合会	会長	中西 義昭
10	大田市体育協会	会長	林 茂樹
11	大田市公民館連絡協議会	会長	岩根 了達
12	大田市社会福祉協議会	会長	西村 俊二
13	大田市母子保健推進員	代表	田原 功美
14	島根県栄養士会大田支部	会長	三谷 サエ子
15	島根県県央保健所	所長	長崎 みゆき

(3) 大田市自死対策ネットワーク会議委員名簿

	所属	職名	氏名
1	一般社団法人 大田市医師会	監事	梅枝 伸行
2	石東病院	診療部長	宇谷 悦子
3	大田市立病院	副院長	杉原 正樹
4	大田市自治会連合会	副会長	竹内 稔
5	大田商工会議所 総務課	課長	藤原 明美
6	銀の道商工会	事務局長	橋本 弘
7	NPO 緑と水の連絡会議	副理事長	高橋 賢史
8	社会福祉法人 亀の子	総括施設長	森山 登美子
9	大田市校長会 大田市立大田西中学校	校長	藤井 伸治
10	大田市民生児童委員協議会	会長	青木 正三
11	大田市シニアクラブ連合会	事務局長	大原 浩市
12	大田市社会福祉協議会 生活支援課	課長	橋田 正義
13	大田警察署 生活安全課	係長	河野 明日香
14	島根県県央保健所 健康増進課	企画員	藤永 正彦
15	大田市消防本部 警防課	課長	山本 智靖
16	大田市地域包括支援センター	センター長	森井 琢磨

(4) 大田市自死総合対策庁内連絡会議名簿

	所属
1	政策企画部 政策企画課長
2	政策企画部 まちづくり定住課長
3	総務部 人事課長
4	総務部 税務課長
5	総務部 人権推進課長
6	健康福祉部 地域福祉課長
7	健康福祉部 子育て支援課長
8	健康福祉部 介護保険課長
9	環境生活部 市民課長
10	産業振興部 産業企画課長
11	建設部 都市計画課長
12	上下水道部 管理課長
13	消防部次長
14	市立病院地域医療部 地域医療連携室長
15	温泉津支所 市民生活課長
16	仁摩支所 市民生活課長
17	教育委員会教育部 学校教育室長
18	教育委員会教育部 社会教育課長

大田市自死対策計画

(2019 年度～2023 年度)

発行年月 2019 年 3 月

発行編集 大田市役所健康福祉部健康増進課
〒694-0064 大田市大田町大田口1111
電話：0854-82-1600（代）
F a x：0854-82-9730

